

# 漁業権の免許申請及び漁業権行使規則の認可申請について

(申請対象となる漁業権：令和5年5月12日静岡県告示第332号に記載)

申請期間 令和5年5月31日から同年6月30日まで

免許予定日 令和5年9月1日

## 目 次

- 1 漁業権の免許申請について
  - ・注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・ p 1～2
  - ・免許申請に必要な書類・・・・・・・・ p 3
  - ・様式 (PDF 版。注意書きあり)・・・・ p 4～32
  
- 2 漁業権行使規則の認可申請について
  - ・注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・ p 33～34
  - ・認可申請に必要な書類・・・・・・・・ p 35
  - ・様式 (PDF 版。注意書きあり)・・・・ p 36～39
  
- 3 漁業法第73条第2項第2号に定める場合において漁業権を免許すべき者の決定にかか  
る審査基準・・・・・・・・・・・・・・・・ p 40

## 1 漁業権の免許申請について

### (1) 一般的事項

- ・ 免許申請書は、漁業権ごとに正本1通を提出すること。
- ・ 免許申請には、1件当たり3,700円の手数料を静岡県証紙で申請書の右上に貼付すること。
- ・ 免許申請は令和5年5月12日付け静岡県告示第332号に定められた期間（5月31日～6月30日）にすること。
- ・ 免許申請書に添付する書類は別紙（漁業権の免許申請に際しての必要書類）のとおりとし、以下の点に注意すること。
  - ① 定款及び登記事項証明書等において、同一申請者が2以上の申請をする場合には、いずれかの申請書に1部添付すればよい。この場合においては、申請書に「 年 月 日付け 共（区画、定）第 号の免許申請書に添付したので省略した」旨記載すること。
  - ② 添付書類は別紙の表の順に従って綴じること。
  - ③ 競願となり、免許すべき者を知事の審査によって決定する必要がある場合には、別途、必要な書類の提出を求めることがある。
  - ④ 用紙は規格A4を用い、横書き、左綴じとすること。
- ・ 区画漁業権及び定置漁業権で港湾等の区域内の占用を伴うものについては、港湾等の管理者に別途、占用許可申請書を提出すること（根拠となる法律が異なるため、免許とは別に占用許可が必要）。
- ・ 共同申請する場合は、共同申請理由書、共同契約に関する契約書（特に議決権、出資額、持分、代表者の権限の範囲を明記）及び代表者選定届を提出すること。

### (2) その他申請者のタイプにより注意する点

#### ア 共同漁業権又は区画漁業権のうち新規漁業権の申請

- ・ 漁業法（以下、「法」という。）第72条（免許についての適格性）第2項第2号の要件を満たすことを証するため、「法第62条第2項第1号へに規定する関係地区内に住所を有し一年に90日以上沿岸漁業を営む組合員の属する世帯数が、関係地区内に住所を有し一年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯数の3分の2以上であること」を市（町）長に証明してもらうこと。
- ・

#### イ 区画漁業権のうち類似漁業権の申請

- ・ 法第72条（免許についての適格性）第2項第1号の要件を満たすことを証するため、「法第62条第2項第1号へに規定する関係地区内に住所を有し当該漁業を営む組合員の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯数の3分の2以上であること」を市（町）長に証明してもらうこと。

#### ウ 定置漁業権について、漁協自営事業として申請する場合

- ・ 水産業共同組合法（以下、「組合法」という。）第17条（漁業の経営）の同意書は、①当該漁業に常時従事する者のうち組合員又は組合員と世帯を同じくする者が3分の1以上であること及び②組合員のうち

当該漁業の組合自営に対して同意する組合員が3分の2以上であることを証明すること。

エ 漁協又は生産組合が申請する場合

- ・ 総会又は総会の部会の議事録の謄本は、組合法第50条（特別決議事項）の規定された漁業権の設定に関して議決が得られたかを確認するための書類です。議決には、総組合員（準組合員を除く。）の半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決が必要です。
- ・ 総会の部会は、組合法第51条の2（総会の部会）に規定されており、総会の議決を経て、漁業権に係る地元地区ごとに総会の部会を設け、総会の権限をその部会に行わせることができます（総会の部会を検討している組合は、事前に水産資源課に御連絡ください）。

オ 生産組合、法人、個人が申請する場合

- ・ 共同漁業権者の同意書は、漁業協同組合以外の者が定置漁業権又は区画漁業権に基づいて行う操業について、同組合との間で操業にかかる調整が図られているかを確認するために添付すること。添付できない場合には、県にその旨を報告すること。

漁業権の別	申請のタイプ	申請者	申請書	添付書類																						
				基本書類										漁業法関連の書類							水産業協同組合法関連の書類			その他		
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
				共同申請する場合にあっては共同申請者の権限の範囲等）額、代表者選定届表	定款	規約	登記事項証明書	印鑑証明書	現住所を証する書類	組合員、社員又は株主の名簿（名簿には住所を記載すること）	当該法人又は生産組合の事業歴及びその出資状況	漁業に関する職歴（その職に従事した事業所の名称及び所在地を必ず付すこと）	事業計画書（共同漁業は別紙のみ）	漁場の敷地の所有者又は水面の占有者の同意又は法第71条第2項の規定による裁判所の許可のあったことを証する書類	法第72条第2項第1号の要件を満たすことを証する書類（市町による証明）	法第72条第2項第2号の要件を満たすことを証する書類	法第72条第2項第2号の要件を満たすことを証する書類	法第72条第2項第2号の要件を満たすことを証する書類	法第72条第2項第2号の要件を満たすことを証する書類	法第72条第2項第2号の要件を満たすことを証する書類	第一種共同漁業権 資源増殖・管理計画書	組合法第17条第1項及び同条第2項の同意書	総会又は総会の部会の議事録の謄本	組合法第80条、第81条及び第82条の要件を満たすことを証する書類	標識灯の仕様に関する届出書	共同漁業権者の同意書
共同漁業	団体漁業権	組合	●	▲	●	●	●	●	-	●	-	-	●	▲	-	-	▲	●	-	●	-	●	-	-	-	
区画漁業	個別漁業権 (R5免許では設定なし)	新規漁業権	生産組合	●	▲	●	●	●	-	●	●	-	●	▲	-	-	-	●	-	-	●	●	●	▲	●	
		法人	●	▲	●	●	●	-	●	●	-	●	▲	-	-	-	-	●	-	-	-	-	●	▲	●	
		個人	●	▲	-	-	-	●	●	●	-	●	▲	-	-	-	-	●	-	-	-	-	●	▲	●	
	類似漁業権	生産組合	●	▲	●	●	●	-	●	●	-	●	▲	-	-	-	-	●	-	-	●	●	●	▲	●	
		法人	●	▲	●	●	●	-	●	●	-	●	▲	-	-	-	-	●	-	-	-	-	●	▲	●	
		個人	●	▲	-	-	-	●	●	●	-	●	▲	-	-	-	-	●	-	-	-	-	●	▲	●	
団体漁業権	類似漁業権	組合	●	▲	●	●	●	-	●	-	-	●	▲	▲	●	-	-	-	-	-	●	-	●	-	●	
	新規漁業権	組合	●	▲	●	●	●	-	●	-	-	●	▲	-	-	▲	●	-	-	-	●	-	●	-	●	
定置漁業	個別漁業権	組合	●	▲	●	●	●	-	●	-	-	●	▲	-	-	-	-	●	-	-	●	●	-	●	-	●
		生産組合	●	▲	●	●	●	-	●	●	-	●	▲	-	-	-	-	●	-	-	●	●	-	●	▲	●
		法人	●	▲	●	●	●	-	●	●	-	●	▲	-	-	-	-	●	-	-	-	-	●	▲	●	
		個人	●	▲	-	-	-	●	●	●	-	●	▲	-	-	-	-	●	-	-	-	-	●	▲	●	
様式番号(第●号)			1号	2号の1～3			様式無し			3号	4号の1	4号の2	5号、5号別紙	様式無し	6号の1	6号の2	6号の3	6号の4	6号の5	7号	8号	様式無し	9号	10号	11号	12号

(注1) 組合:漁業協同組合 連合会:漁業協同組合連合会 生産組合:漁業生産組合 法人:左記以外の法人 個人:左記以外

■:令和5年免許については漁場計画の設定なし

(注2) ●:要 ▲:必要に応じて添付 - :不要

様式第1号（以降、用紙は日本産業規格A4縦型）

共同（区画、定置）漁業免許申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

	住 所	〔 法人にあつては、その 主たる事務所の所在地 法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名 〕	⑩
申請者	氏 名		

年静岡県告示第 号によって公示された共（区画、定）第 号  
漁業権の免許を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

様式第2号の1

共同申請理由書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

代表者

住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ⑩

共 (区画・定) 第 号共同 (区画・定置) 漁業権漁場につきましては、従前より 漁業協同組合と 漁業協同組合が共同で免許を受け管理してまいりましたので、引き続き共同で免許を受けたく申請いたします。

様式第2号の2

共（区画・定）第 号共同（区画・定置）漁業権免許の共同申請に係る権利義務関係書

共（区画・定）第 号共同（区画・定置）漁業権の免許を 漁業協同組合と 漁業協同組合が共同して申請するに当たり、共（区画・定）第 号共同（区画・定置）漁業権の権利義務関係の持分を下記のとおりとする。

記

漁業協同組合 分の1  
漁業協同組合 分の1

年 月 日

住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)  
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ⑩

住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)  
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ⑩

様式第2号の3

代 表 者 選 定 届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

届出者	住 所	〔 法人にあつては、その 主たる事務所の所在地	〕	⑩
	氏 名			
届出者	住 所	〔 法人にあつては、その 主たる事務所の所在地	〕	⑩
	氏 名			
届出者	住 所	〔 法人にあつては、その 主たる事務所の所在地	〕	⑩
	氏 名			

(届出者全員が記名押印すること。)

下記のとおり 漁業に係る共同申請の代表者を選定したので、届け出ます。

記

代表者 住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)



漁業協同組合が申請する場合は  
住所の記載は必須

様式第3号

組合員（社員、株主）の名簿

職名	氏名	住所 <u>(漁業協同組合が申請する場合は必須)</u>

※ 必要に応じて行を追加すること

(定置漁業権)  
法人（漁協を除く）が申請する場合

様式第4号の1

法人（生産組合）の事業歴並びに社員（株主、組合員）の職歴及びその出資状況

1 法人（生産組合）の事業歴

2 社員（株主、組合員）の職歴及びその出資状況

社員（株主、組合員）の氏名	職歴	出資状況

※ 必要に応じて行を追加すること

様式第4号の2

漁業に関する職歴

年 月 日

住所  
氏名

従事した時期	従事した事業所の名称	従事した事業の所在地

※ 必要に応じて行を追加すること

本ページは区画、定置の  
申請時のみ提出

様式第5号

事業計画書

漁業権公示番号： \_\_\_\_\_

申請者名： \_\_\_\_\_

- 1 事業の名称
- 2 事業の主体名
- 3 規模及び事業内容

4 施設の場所 漁場区域のどこに施設を設置するかを記載（想定でも可）

5 収支予算（内訳書を添付すること。また、支出については賃金にかかる支出（労務費）がわかるように記載すること）

↑ R5の免許申請では定置の  
申請時のみ記載

- 6 実施計画  
別紙のとおり（区画、定置漁業別に別紙様式あり）

(様式第5号別紙)

漁業権漁業の事業計画書 (共同漁業権)

漁業権公示番号： \_\_\_\_\_

申請者名： \_\_\_\_\_

1 漁業生産の増大

(1) 生産計画

(単位：kg, 千円)

	1年目		2年目		3年目		4年目		5年目	
	生産量	生産額	生産量	生産額	生産量	生産額	生産量	生産額	生産量	生産額
魚種または 漁業名を記載										
〇〇漁業										
〇〇漁業										
〇〇漁業										

[記載上の注意]

- 1 生産量・生産額は見込みを記載する。

(2) 漁場環境の保全に関する取組の有無

(既に行っている取組又は取組の計画があれば概要を記載)

記載例  
⇒「漁具を放置しない」「薬品等を使用した採捕は行わない」「燃油流出の際は速やかに回収のための作業を行う」等。

2 漁業所得の向上

(1) 生産物の衛生管理、品質や評価を向上させるための具体的な取組計画がある場合は記載

(計画概要)

(2) 年次計画

年次	取組内容
1年目	
2年目	
3年目	
4年目	
5年目	

3 資源管理に関する取組

(1) 資源管理・資源増殖のための取組

記載イメージ

⇒県漁業調整規則や行使規則の内容（禁止期間・禁止漁具等）に記載されない自主的な取組があれば記載

※同一の共同漁業権内に自主的な取組が数多くある場合は、代表的なものを抜粋して記載（全てを書き出す必要はありません）

↑5/12の説明会時（午後の部）の質疑応答とルールを変えています。御注意ください。

(様式第5号別紙)

漁業権漁業の事業計画書 (区画漁業権)

漁業権公示番号： \_\_\_\_\_

申請者名： \_\_\_\_\_

1 漁業生産の増大

(1) 生産計画

(単位：kg, 千円)

	1年目		2年目		3年目		4年目		5年目	
	生産量	生産額	生産量	生産額	生産量	生産額	生産量	生産額	生産量	生産額
養殖対象種名										

[記載上の注意]

- 1 生産量・生産額は見込みを記載する。

(2) 漁場環境の保全に関する取組の有無

記載例

⇒ ①区画の場合は漁場改善計画(案)もしくは現行の計画を添付。  
 ②その他、漁場環境の保全に関し実施する計画があれば記載。

2 漁業所得の向上

(1) 生産物の衛生管理、品質や評価を向上させるための具体的な取組を記載 (計画も可)

(計画の概要を記載)

(2) 年次計画

年次	取組内容
1年目	
2年目	
3年目	
4年目	
5年目	

3 資源管理にかかる取組

(1) 資源管理・資源増殖のための取組

記載例

⇒天然種苗だけに依存しない養殖方法の検討や情報収集等の計画があればその内容を記載

4 就業機会の確保 (個別漁業権の申請の場合のみ記載) 団体漁業権の申請時は5の記入不要

(1) 雇用計画

当該漁業に常時従事する者の数 人

ア (1) に記載の者の年齢構成

	～30歳	～40歳	～50歳	～60歳	それ以上
人数					

単位：人

イ 様式5の収支予算書に賃金にかかる支出（労務費）を明記すること

ウ 新規就業者の確保に関する計画（該当する場合は記載）

就業フェアに参加、県内水産高校等に対する働きかけ等の計画を記載

エ 従業員の労働条件

使用者に明示している労働条件を記載、もしくは当該資料を添付



5 地域の水産業との連携 (個別漁業権の申請の場合のみ記載)

団体漁業権の申請時は5の記入不要

(1) 地域の漁業者団体等との連携

活動内容を記載

- ・地元自治体や水産業者の団体が地域水産業の発展に向けて行う〇〇に協力
  - ・地域水産業の発展に向け、定置漁業に関する水産教室を実施
- 等計画があれば記載

(2) 地元と連携した販売実績や計画

記載例

- ・水揚量の●割を地元市場及び店舗に販売
  - ・漁協店舗に〇〇を継続して納品
  - ・地元店舗と共同開発した商品を販売
- 等計画があれば記載

(3) 漁具の流出等が発生した場合の連絡体制の整備

記載例

対応窓口を 〇〇〇〇とし、関係漁協、漁業種別団体等へ速やかに連絡し、対処方法の情報共有を行う

(様式第5号別紙)

漁業権漁業の事業計画書 (定置漁業権)

漁業権公示番号： \_\_\_\_\_

申請者名： \_\_\_\_\_

1 漁業生産の増大

(1) 生産計画

(単位：kg, 千円)

1年目		2年目		3年目		4年目		5年目	
生産量	生産額	生産量	生産額	生産量	生産額	生産量	生産額	生産量	生産額

[記載上の注意]

- 1 生産量・生産額は見込みを記載する。

(2) 漁場環境の保全に関する取組の有無

(概要を記載)

記載例  
 ⇒「年に1度は休漁時に網揚げを行い、海底が網と接触しない期間を設ける」、「漁網が流出した際は可能な限り回収に努める」。等。

2 漁業所得の向上

(1) 生産物の衛生管理、品質や評価を向上させるための具体的な計画を記載

(計画の概要を記載)

(2) 年次計画

年 次	取組内容
1年目	
2年目	
3年目	
4年目	
5年目	

3 資源管理にかかる取組

(1) 資源管理・資源増殖のための取組

記載例

⇒定置は年10日間の資源管理の休業の実施、静岡県漁業調整規則の遵守等の計画があればその内容を記載

(2) TAC管理（くろまぐろを除く）のための取組

記載例

- ・採捕数量の迅速な報告
- ・目安数量に配慮した漁獲等

(3) くろまぐろにかかる資源管理

TAC管理に関して想定している措置内容を記載

記載例

- ・5キログラム未満の生存個体は放流する。
- ・静岡県の指導がない場合においても、1日に200キログラム以上の採捕は自粛。

4 就業機会の確保

(1) 雇用計画

当該漁業に常時従事する者の数      人

ア (1) に記載の者の年齢構成

単位：人

	～30歳	～40歳	～50歳	～60歳	それ以上
人数					

イ 様式5の収支予算書に賃金にかかる支出（労務費）を明記すること

ウ 新規就業者の確保に関する計画（該当する場合は記載）

就業フェアに参加、県内水産高校等に対する働きかけ等の計画を記載

エ 従業員の労働条件

使用者に明示している労働条件を記載、もしくは当該資料を添付

## 5 地域の水産業との連携

(1) 地域の漁業者団体等との連携

活動内容を記載

- ・地元自治体や水産業者の団体が地域水産業の発展に向けて行う〇〇に協力
- ・地域水産業の発展に向け、定置漁業に関する水産教室を実施  
等計画があれば記載

(2) 地元と連携した販売実績や計画

- ・水揚量の●割を地元店舗に販売
- ・漁協店舗に〇〇を納品
- ・地元店舗とともに開発した商品を販売等 等計画があれば記載

(3) 漁具の流出等が発生した場合の連絡体制の整備

記載例

対応窓口を 〇〇〇〇とし、関係漁協、漁業種別団体等へ速やかに連絡し、対処方法の情報共有を行う。

様式第6号の1

証 明 願

本組合が、漁業法第72条第2項第1号の要件を満たす免許についての適格性を有する者であることを証明するため、本組合員のうち漁業第62条第2項第1号へに規定する関係地区内に住所を有し当該漁業を営む組合員の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯数の3分の2以上であることを証明願います。

年 月 日

〇 〇 漁業協同組合

代表理事組合長 氏 名 ④

〇 〇市 (町) 長 様

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

市 (町) 長 氏 名 ④

様式第6号の2

漁業法第72条第2項第1号の要件を満たすことを証する書類（区画第 号）

関係地区に住所を有し、当該漁業を営む者の世帯数

\_\_\_\_\_世帯

組合員のうち、関係地区に住所を有し、当該漁業を営む者の世帯数

\_\_\_\_\_世帯

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

〇 〇 漁業協同組合  
代表理事組合長 氏 名 印

様式第6号の3

証 明 願

本組合が、漁業法第72条第2項第2号の要件を満たす免許についての適格性を有する者であることを証明するため、本組合員のうち漁業法第62条第2項第1号へに規定する関係地区内に住所を有し一年に90日以上沿岸漁業を営む組合員の属する世帯数が、関係地区内に住所を有し一年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯数の3分の2以上であることを証明願います。

年 月 日

〇 〇 漁業協同組合  
代表理事組合長 氏 名 印

〇 〇市(町)長 様

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日  
市(町)長 氏 名 印

様式第6号の1

様式第6号の4

漁業法第72条第2項第2号の要件を満たすことを証する書類（ 第 号）

関係地区に住所を有し、1年に90日以上沿岸漁業を営む者の世帯数

\_\_\_\_\_ 世帯

組合員のうち、関係地区に住所を有し、1年に90日以上沿岸漁業を営む者の世帯数

\_\_\_\_\_ 世帯

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

○ ○ 漁業協同組合  
代表理事組合長 氏 名 ⑩



様式第6号の5 (法令違反の状況報告書)

漁業関係法令違反及び労働関係法令違反の状況について

令和 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所：

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名：

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ⑩

過去5年間の漁業に関する法令違反及び労働に関する法令違反の状況については、下記のとおりです。

(違反がない場合の記載例)

上記法令にかかる法令違反はありません。

(違反があった場合の記載例)

上記法令にかかる法令違反の状況は以下のとおりです。

- 1 根拠法令及び違反条項
- 2 違反年月日
- 3 処分内容

※違反がない場合又はあった場合の記載例に合わせて記載してください。

なお、免許をしない場合に該当するのは、「過去に法令を遵守せず、かつ、今後も引き続き法令遵守の見込みがない場合」に限られます。

様式第6号の5 (誓約書)

適格性に関する誓約書 (定置漁業権)

令和 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所：

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名：

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊞

私は、次の①から③までのいずれにも該当しないことを誓約します。

- ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 (以下「暴力団員等」という。)
- ②法人であつて、その役員又は使用人 (操船又は漁ろうを指揮監督する者をいう。) の中に暴力団員等に該当する者があるもの
- ③暴力団員等がその事業活動を支配する者

様式第6号の5 (誓約書)

適格性に関する誓約書 (区画漁業権のうち個別漁業権)

令和 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所：

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名：

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊞

私は、次の①から③までのいずれにも該当しないことを誓約します。

- ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 (以下「暴力団員等」という。)
- ②法人であつて、その役員又は使用人 (養殖を管理する者をいう。) の中に暴力団員等に該当する者があるもの
- ③暴力団員等がその事業活動を支配する者

様式第7号

第一種共同漁業権 資源増殖・管理計画書

1	漁業権の免許番号	共第〇〇号	
2	漁業権の対象種	いせえび、あわび、さざえ、・・・	
3	漁業権者		
4	種ごとの増殖・管理計画 (漁業権の対象となる種ごとに年ごとの放流数の計画、増殖場・種苗生産施設の設置等増殖への取組及び漁業管理の方法について記述する。)		
	種	現在の取組	今後の計画
	あわび	(増殖の方法) ・毎年2万個の種苗放流  (管理の方法) ・操業期間を3月1日から8月31日まで (部会内の取り決め)	・毎年2万5千個の種苗放流を行い、漁獲の状況に応じて増加を検討。 ・平成20年には3万個の放流を目標とする。  ・操業期間を3月1日から8月10日まで(行使規則) ・操業禁止区域の設定(行使規則) ・〇〇時に操業打ち切り(部会内の取り決め)
	さざえ	(増殖の方法) (省略)  (管理の方法) (省略)	(省略)  (省略)
	いせえび	(増殖の方法) (省略)  (管理の方法) (省略)	(省略)  (省略)

※ 必要に応じて行を追加すること

様式第8号

証 明 書

1 組合員の出資

本組合は定款 条によって組合員に出資させる

2 (1) 当該漁業に常時従事する者の数  
名

(2) (1)のうち、組合員又は組合員と世帯を同じくする者の数  
名

3 (1) 組合員の総数  
名

(2) (1)のうち、当該漁業の組合自営に対して書面により同意した者の数  
名

本組合は、上記のとおり水産業協同組合法第17条第1項の要件を満たし、かつ同条第2項の同意が得られていることを証明する。

年 月 日

○ ○漁業協同組合

監 事 氏 名 ⑩

監 事 氏 名 ⑩

監 事 氏 名 ⑩

様式第9号

証 明 書

- 1 (1) 組合員の数  
名
- (2) (1)のうち、当該漁業に常時従事する組合員の数  
名
- 2 (1) 当該漁業に常時従事する者の数  
名
- (2) (1)のうち、当該漁業に従事する組合員の数  
名
- 3 (1) 組合員の出資 本組合は定款 条によって組合員に出資させる
- (2) 組合の総出資口数  
口
- (3) 当該漁業に常時従事する組合員によって保有される出資口数  
口

本組合は、上記のとおり水産業協同組合法第80条、第81条及び82条の要件を満たすことを証明する。

年 月 日

○ ○生産組合

監 事 氏 名 印

監 事 氏 名 印

監 事 氏 名 印

様式第10号

標識灯の仕様に関する届出書

定置（区画）漁業の操業に当たり、下記漁業権の行使に際して、漁業施設に設置する標識灯の仕様について、下記の通り届け出ます。

なお、設置する標識灯の仕様について変更があった場合には、再度、届け出ます。

年 月 日

免許申請者	住 所	}	法人にあっては、その
			主たる事務所の所在地
	氏 名	}	法人にあっては、その
			名称及び代表者の氏名
操業責任者	氏 名		

記

1 漁業権の内容

免許番号

2 標識灯の設備

種類	製作所及び型式	灯質	光達距離	数量
(白熱灯)		(不動光)	m	個
(蛍光灯)		(明暗光)		
(LED ランプ)		(閃光)		

様式第11号

(共同漁業権者の同意書 例)

同意書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

共同漁業権者

住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ⑩

この度、 の区画(定)第 号にかかる区画(定置)漁業権の切替えに当たり、当該免許申請については共第 号共同漁業権者として何ら異議なく同意いたします。



様式第12号

(資金調達計画 例)

資 金 調 達 計 画

年 月 日

1 自己資金

2 運転資金

## 2 漁業権行使規則の認可申請について

### (1) 一般的事項

- ・ 組合が共同漁業権及び区画漁業権の組合管理漁業権を取得した場合において、漁業権を管理し、あるいは組合員にその行使をさせる場合には必ず漁業権行使規則を作成し、知事の認可を受け、これに基づいて行わなければなりません。
- ・ 漁業権行使規則認可申請書は漁業権ごとに、さらに共同漁業権については第一種共同漁業権行使規則と第二種及び第三種漁業権行使規則に分けて、免許申請と同時に提出すること。なお、認可申請書には、手数料は不要。
- ・ 認可申請書に添付する書類は別紙（漁業権行使規則等の認可申請に際しての必要書類）のとおりとし、以下の点に注意すること。
  - ① 総会又は総会の部会の議事録の謄本において、同一申請者が2以上の申請をする場合には、いずれかの認可申請書に1部添付すればよい。この場合においては、認可申請書に「 年 月 日付 共 (区画) 第 号の認可申請書に添付したので省略した」旨記載すること。
  - ② 漁業権行使規則及び共同で申請する場合の漁業権行使契約書は、正本2部を提出すること（漁業権行使規則については、認可後、1部を返却する。また、漁業権行使契約書については県と海区漁業調整員会でそれぞれ保管する）。
  - ③ 添付書類は別紙の表の順に従って綴じること。
  - ④ 用紙は規格A4を用い、横書き、左綴じとすること。
- ・ 漁業権行使規則には、①暴力団関係者等の反社会的な行為に関与する者について、漁業を営む権利を有する資格を有しない旨の規定を設けること。②行使料を徴収する場合は、行使料の額を行使規則に明記すること。額の記載方法は「年間〇〇円」等とし、「〇〇円から〇〇円の範囲内」といった曖昧な規定とはしないこと。また、行使料の根拠は漁業権管理費とし、該当しない金銭徴収については行使料に含めないこと。行使料の額及びその徴収方法については、総会の決議を経ること。③資源管理の状況等の報告のため、組合員行使権の行使状況等の報告についての規定を設けること。
- ・ その他行使規則の作成に当たっては、漁業権行使規則等の作成及び認可について（令和4年7月26日付け水産庁長官通知）を考慮すること。

### (2) その他注意する点

- ・ 漁業を営む権利を有する者の資格には、免許されている全ての漁業の名称について記載すること。
- ・ 法第105条（組合員行使権）関連の要件を満たすことを証する書類は、漁業権行使規則を定めるに当たって、関係地区に住所を有する一定の要件を満たす組合員の保護のため、これらの者の事前同意をとらなければならないことを定めたものである。したがって、総会（総会の部会）の議決前に、組合員のうち、当該漁業権に係る漁業の免許の際において当該漁業権の内容たる漁業を営む者であって、当該漁業権に係る法第62条第2項第1号へに規定する関係地区の区域内に住所を有するものの3分の2以上の書面による同意を得なければなりません。
- ・ 総会又は総会の部会の議事録の謄本は、組合法第50条（特別決議事項）の規定された漁業権行使規則の制定に関して議決が得られたかを確認するための書類です。議決には、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決が必要です。

- 総会の部会は、組合法第51条の2（総会の部会）にあるように、総会の議決を経て、漁業権に係る関係地区ごとに総会の部会を設け、総会の権限をその部会に行わせることができます（総会の部会を検討している組合は、事前に水産資源課に御連絡ください）。

漁業権の別		認可申請書	漁業法関連の書類		水産業協同組合法関連の書類	その他
			1	2	3	4
			業法第105条第1項の規定による漁業権行使規則（正本を2部返却する）	の法第106条第4項から第6項までの要件を満たすことを証す書類	規（決）議（定）に基（づ）く議（決）議（決）を確（認）	場（合）を（2）部（を）提（出）
共同漁業権	第一種共同漁業権	●	●	●	●	▲
	第二種（、三種）共同漁業権	●	●	—	●	▲
区画漁業権 （団体漁業権）	区画漁業権	●	●	●	●	▲
様式番号（第●号）		13号	様式無し	14号	様式無し	15号

（注） ●：要 ▲：必要に応じて添付 —：不要

漁業権（入漁権）行使規則認可申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏名

⑩

年静岡県告示第 号によって公示された 第 号に係る漁業権について、別添  
のように 漁業協同組合 第 号 漁業権（入漁権）行使規則を制定したいので、  
関係書類を添えて認可を申請します。

証 明 書

- 1 (1) 当該組合員のうち、当該漁業権に係る漁業の免許の際において当該漁業権の内容たる漁業を営む者であつて、当該漁業権に係る法第62条第2項第1号へに規定する関係地区の区域内に住所を有する者の総数

↑ 漁場計画に「関係地区」と記載してある範囲

名

- (2) (1)のうち、漁業権行使規則に同意した数

名

← 対象となる組合員（漁業権の内容たる漁業を営む方であつて、関係地区に住所を有する方）のうち、漁業権行使規則に同意した方の数を記載

※この同意書は県の様式にはありません。漁協さんごとに過去の資料が残っていると思いますので御確認願います。

- 2 (1) 書面又は電磁的方法により同意の完了した期日

年 月 日

↑ 総会の決議前までに完了

- (2) 総会の期日

年 月 日

本組合は、上記のとおり漁業法第106条第4項から第6項までの要件を満たすことを証明する。

年 月 日

○ ○漁業協同組合

監 事 氏 名 印

監 事 氏 名 印

(漁業権行使契約書 例)

共第 号共同漁業権に係る漁業権行使契約書

〇〇漁業協同組合（以下「甲」という。）、〇〇漁業協同組合（以下「乙」という。）及び〇〇漁業協同組合（以下「丙」という。）は、 年 月 日静岡県告示第 号による公示番号第 号 漁業権漁場の円滑なる管理と行使を行うため、次のとおり契約を締結する。

1 「甲」、「乙」及び「丙」は、地先水面に対する地元漁業協同組合の意思を尊重し、次の漁場区域によって、それぞれが漁業権行使規則を制定するものとする。

(1) 「甲」の漁場区域

基点第 号、イ、ロ、ハ、…… 基点第 号を結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。

「乙」の漁場区域

「丙」の漁場区域

(2) 点の位置

↓  
基点第 号  
イ 基点第 号から真方位 度 メートルの点  
ロ

2 漁業権行使規則に規定されている漁業及びそれ以外の漁業の入会操業については、「甲」、「乙」及び「丙」は、各々従来の慣行を尊重するとともに、将来に亘って本漁場の高度利用の趣旨に則し、入会操業につき各々が誠意をもって努力するものとする。

3 「甲」、「乙」及び「丙」は、それぞれが行使する 漁業権漁場区域（これに隣接する陸域を含む）内において、土木工事等の施行により漁業被害の発生が問題となる場合においては、地元漁業者による漁業以外の漁業に著しい障害を与えないものについては、漁業権者としての意志決定を地元漁業協同組合に委ねるものとする。

4 この内容に疑義が生じ、協議が整わなかったときは、その解決を静岡海区漁業調整委員会に一任するものとする。

上記のとおり確約し、後日の証とするため契約書  
漁業調整委員会がそれぞれ各1通を保有する。

通を作成し、当事者及び静岡県、静岡海区

年 月 日

〇〇漁業協同組合 代表理事組合長 氏 名 ⑩

〇〇漁業協同組合 代表理事組合長 氏 名 ⑩

〇〇漁業協同組合 代表理事組合長 氏 名 ⑩



## 漁業法第73条第2項第2号に定める場合において 漁業権を免許すべき者の決定にかかる審査基準

令和5年5月10日から適用  
静岡県経済産業部水産資源課

### 第1 目的

この審査基準は、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条の規定により、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第73条第2項第2号に定める場合において漁業権を免許すべき者を決定するための審査基準を定めるものとする。

### 第2 審査基準

第73条第2項第2号に規定する「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」を決定するに当たって、以下の(1)から(5)までに掲げる要素を総合的に考慮し、各要素を考慮するに当たっては、その実現可能性をも勘案するものとする。

- (1) 漁業生産の増大
  - ・免許の存続期間における安定的な生産に向け、客観的な根拠に基づいて生産計画を設定していると認められるか。
  - ・免許の存続期間における良好な漁場環境の維持のため、漁場環境の保全・改善又は悪化を防止すると認められるか。
- (2) 漁業所得の向上
  - ・品質や評価を向上させるため、生産物の衛生管理等、具体的な取組を実施すると認められるか。
- (3) 資源管理にかかる取組
  - ・水産動植物の資源管理のため、静岡県資源管理方針や静岡県漁業調整規則のほかに、自主的な取組を行うと認められるか。
- (4) 就業機会の確保
  - ・地域における就業機会の向上のため、従事者の雇用計画を設定しているか。
- (5) 地域の水産業との連携
  - ・地元自治体や水産業者の団体が地域水産業の発展に向けて行う取組に対して協力すると認められるか。
  - ・地域水産業の発展に向け、自発的な取組を行う計画を有するか。
  - ・地域の水産業者との調和に向け、説明や協議に臨む意欲や能力を有すると認められるか。

### 附 則

この審査基準は、令和5年5月10日より施行する。